

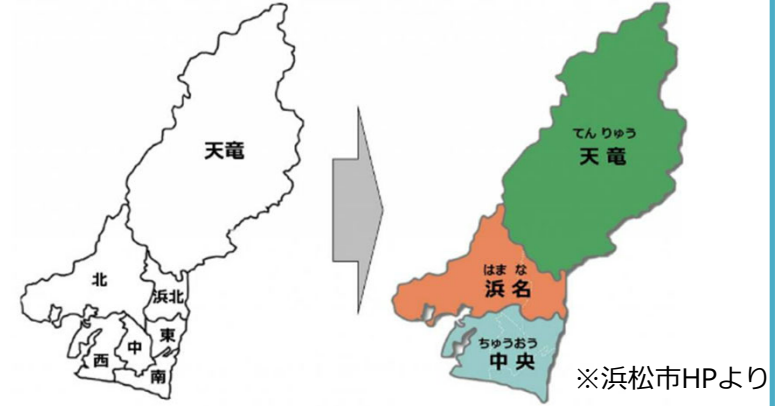
浜松市行政区の再編にともなう申請書類の記載方法等について

2024（令和6）年1月1日、浜松市の行政区が7区から3区に再編されます。
住所や申請地に関する申請書の記載等について整理しますので、再編をまたぐ申請等についてご協力をお願いいたします。

浜松市行政区の再編の概要

	2023年12月31日まで		2024年1月1日から
行政区	中区・東区・西区・南区・北区（三方原地区※） ※初生町、三方原町、東三方町、豊岡町、三幸町、大原町、根洗町	➡	中央区
	北区（三方原地区※ 以外）・浜北区	➡	浜名区
	天竜区	➡	天竜区（変更なし）

・天竜区以外の住所の区名が変わります（町字名・番地は変わりません）
・郵便番号と電話番号は変わりません
再編の詳細は、浜松市ホームページを参照ください
➡ <https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/kikaku/kuseido/index.html#sg>



※浜松市HPより

申請書等の記載方法

- ①. **2024年1月1日以降に本申請される申請書等の記載は新区割りにて表記ください**（建築主・設計者等の各住所、申請地（地名地番）等）
※事前審査中に行政区再編をまたいでしまった場合は、お手数ですが本申請日の区割り表記に訂正をお願いします（特に電子申請等ご注意ください）
- ②. **センターが交付する交付物は、交付日の区割りにて表記します**
※引受日が2023年12月31日以前で旧区割りにて申請された場合においても、交付日が再編後であれば新区割表記させていただきます（申請書の訂正は不要）
- ③. **旧区割り表記にて確認済証等の交付を受けた物件について、2024年1月1日以降に検査申請等される場合は、新区割表記にて検査申請書等を記載ください（記載事項変更届等の別途手続きは不要です）**
- ④. **2023年12月31日以前に旧区割り表記にて交付された許可証等（委任状、公函写し等を含む）についても、2024年1月1日以降の申請にそのまま添付することが可能です**
※当センターで旧区割り表記にて交付した長期使用構造等である旨の確認書についても、再編後に申請する認定申請書にそのまま添付可能です
- ⑤. **消防の管轄エリアが変更となります（消防同意等の対応）**
※行政区割の変更に伴い、消防の管轄が一部変更となります
（個別の申請における同意依頼中・依頼予定の消防署については、申請窓口にお問合せください）

12月29日～1月4日は当センター休業日となります

まもりすまい保険の対応

行政区の再編により本社住所が変更になるまもりすまい保険をご利用の事業者様は、住所変更の申請書を西部事務所へご提出ください。

※申請書は住宅保証機構HPからダウンロードをお願いします。

<https://www.mamoris.jp/download/?search=%E4%BA%8B%E6%A5%AD%E8%80%85%E5%B1%8A%E5%87%BA%E7%94%B3%E8%AB%8B%E6%9B%B8&categories=1&tags=16>